

西日本旅客鉄道株式会社

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

西日本旅客鉄道株式会社

## 目 次

第1章 総則	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	2
第4章 その他	2

## 第1章 総則

### (計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下、「特措法」という。)第9条第1項の規定に基づき、西日本旅客鉄道株式会社(以下、「会社」という。)における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

2 またこの計画の具体的な取り扱い等については、西日本旅客鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策に関する業務計画細則(以下、「細則」という。)に定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、「政府行動計画」という。)、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画及び本計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、お客様の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### (用語の定義)

第3条 この計画及び細則において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

#### (1) 新型インフルエンザ等

感染症法(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

#### (2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部(以下、「政府対策本部」という。)が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### (対策本部の設置)

第4条 社長は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部(対策本部長：内閣総理大臣)の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、JR西日本新型インフルエンザ等本社対策本部(以下、「本社対策本部」という。)を設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、本社対策本部を設置する指示をすることができる。

### (本社対策本部長)

第5条 本社対策本部長は、社長とする。

### (構成)

第6条 本社対策本部の構成は、別表第1のとおりとする。

### (事務局)

第7条 本社対策本部事務局は、ガバナンス推進本部、経営戦略部、人財戦略部、安全推進部で構成する。

### (本社対策本部長等の任務)

第8条 本社対策本部長、本社対策本部副本部長及びその他本社対策本部の構成員(以下、「本部員」と

いう。)の任務は次のとおりとする。

- (1) 本社対策本部長は、本社対策本部を総括する。
- (2) 本社対策本部副本部長は、本社対策本部長を補佐する。
- (3) 事務局は本社対策本部の運営を統括する。
- (4) 本社対策本部を構成する各班は、本社対策本部における決定事項を実施し、その状況等を本社対策本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

第9条 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機関から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

(本社対策本部の解散)

第10条 本社対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合、本社対策本部を解散する。  
2 本社対策本部長は、第4条第2項の規定に基づき本社対策本部を設置した場合であって、本社対策本部で協議する必要があると判断したときは、本社対策本部を解散する。

(関係機関との連携)

第11条 会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務(以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。)を実施する上で不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容等)

第12条 会社は、新型インフルエンザ等対策業務として、新型インフルエンザ等の感染状況に応じた鉄道運行計画によって旅客の運送を適切に実施する。

(社員運用計画)

第13条 会社は、鉄道運行計画に基づく社員等の運用調整を行うことにより新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第14条 会社は、国からの要請に基づき、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策や、運行方法の変更等(夜間の滞留事項を減少させ、人と人との接触機会を減らすことを目的としたもの)を行う。

- 2 会社は、職場内における感染拡大を防止するために、感染対策を講じる。
- 3 会社は、旅客の運送を継続するために必要な資源等をあらかじめ確保する。

(特定接種)

第15条 会社は、特定接種の登録対象者(鉄道業)として登録を行う。

2 本社対策本部は、国から接種対象者数等が通知された場合、会社内の地域や職種に配分する際の順序等について決定する。

### 第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第16条 会社は、平素から正しい知識を習得し、社員等に周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練に参加するように努めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

第17条 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

この計画は、2025年4月1日から施行する。

別表第1(第6条)

本社対策本部の構成

	本社対策本部
対策本部長	社長
対策本部副本部長	副社長
対策本部の構成	機関運営班、保健衛生班、物資調達班、 鉄道運行班、旅客対応班、グループ会社 対応班、社員運用班、広報班、事務局